

大川市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う経済的負担を軽減することにより、結婚しやすい環境づくりを推進し、地域における少子化対策の強化に資するため、新たに婚姻した世帯に対する、予算の範囲内における大川市結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間(以下「対象期間」という。)に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 所得期間 補助金の交付を申請する日(以下「申請日」という。)の属する年の前年(ただし、申請日が1月1日から5月31日までの場合にあっては、前々年)の1月1日から同年12月31日までの間をいう。
- (3) 住宅 補助金の申請をする者(以下「申請者」という。)が取得又は賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する市内の住宅をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 市営住宅、県営住宅その他の公的賃貸住宅
 - イ 社宅、公務員の宿舎、寮その他の給与住宅
 - ウ 賃借人の3親等以内の親族が所有する住宅
 - エ 短期賃貸住宅(賃貸借契約の期間が1年未満のものをいう。)
 - オ 居住の用に供する部分と事業の用に供する部分が結合した併用住宅で、その床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら自己の居住の用に供されていないもの
 - カ その他市長が補助金を交付することが不相当と認める住宅
- (4) 住居費 婚姻を機に新たに住宅を取得又は賃借する際に要した費用で、申請者が支払った住宅の購入費若しくは新築工事費(増改築は除く。)又は賃料、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む。)、共益費及び仲介手数料を対象とする。ただし、勤務先から住宅の取得や賃貸にかかる費用について、手当が支給されている場合は、当該手当分については補助対象外とする。
- (5) 引越費用 婚姻を機に住宅に引越しをする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者等への支払に係る実費をいう。
- (6) 市税等 本市の市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、水道料金、下水道使用料及び保育料をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 申請日時点において、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が住宅の住所となっていること。
- (2) 婚姻届を提出した日において、夫婦ともに39歳以下であること。
- (3) 所得期間の夫婦の所得を合計した額（以下「所得合計額」という。）が400万円未満であること。ただし、次に掲げる場合は、それぞれに規定する方法により算出した額とする。
 - ア 婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、申請日において無職の場合は、離職した者の所得については、所得がないものとして夫婦の所得を算出する。
 - イ 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得合計額から所得期間内に返済した貸与型奨学金の返済額相当額を控除する。
- (4) 申請日において、夫婦いずれも市税等の滞納がないこと。
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助や、他の公的制度による家賃に関する補助金等を受けていないこと。
- (6) 夫婦のいずれもがこの補助金、大川市新婚世帯家賃補助金（令和2年大川市告示第52号）又は大川市転入子育て世帯家賃補助金（令和2年大川市告示第51号）に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 夫婦共に大川市暴力団排除条例（平成22年大川市条例第2号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、住居費及び引越費用を合算した額とし、婚姻日における夫婦の双方の年齢が29歳以下の場合は1世帯当たり60万円、それ以外は1世帯当たり30万円（以下それぞれ「補助限度額」という。）を上限とする。

- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、補助金の額が1,000円未満であるときは補助金を支給しないものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 申請者は、大川市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（初年度用）（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和4年3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 夫婦の直近の所得証明書（前年度（申請日が4月1日から5月31日までの場合にあっては、前々年度）の1月2日以降に転入した場合）
- (3) 住宅の賃貸借契約書の写し（住宅賃借の場合）

- (4) 住宅の売買又は請負契約書の写し（住居購入等の場合）
- (5) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住宅賃借の場合）
- (6) 離職票の写し（第3条第3号アに該当する場合）
- (7) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し（第3条第3号イに該当する場合）
- (8) 誓約書（様式第3号）
- (9) 個人情報の照会・確認に関する同意書（様式第4号）
- (10) 暴力団排除条例に関する誓約書兼同意書（様式第5号）
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、大川市結婚新生活支援事業補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。
（補助金の継続申請）

第6条 申請者は、第4条の補助金の額が補助限度額に達していない場合は、第3条第6号の規定にかかわらず、初めて補助金の交付を受けた年度の翌年度以降、補助金の額が補助限度額に達するまで、継続して補助金の交付を申請することができる。

2 前項の場合において、補助金の額は、補助限度額から既に交付を受けた補助金の額を控除した額を限度とする。

3 申請者は、第1項の申請を行う場合は、大川市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（継続年度用）（様式第7号）に前条第1項第5号、第9号及び第10号に掲げる書類を添えて、継続して申請を行う各年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

4 前項の場合においては、前条第2項の規定を準用する。

（補助金の交付申請の変更及び承認）

第7条 第5条第2項又は前条第4項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第5条第1項又は前条第3項の申請内容に変更が生じた場合は、速やかに大川市結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書（初年度用）（様式第8号）又は大川市結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書（継続年度用）（様式第9号）に、第5条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請があった場合は、その内容を審査し、当該変更の内容の適否を決定し、大川市結婚新生活支援事業補助金変更（交付・不交付）決定通知書（様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 交付決定者は、第5条第2項、第6条第4項又は前条第2項の規定により補助金の交付決定又は変更交付決定の通知を受けた場合は、交付対象期間が属する年度中に大川市結婚新生活支援事業補助金請求書（様式第11号。以下「請求書」という。）

に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 住居費及び引越費用の領収書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(報告等)

第9条 市長は、必要があると認めたときは、交付決定者に対して、補助金に関する報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した内容又は条件に違反する行為があったとき。

(3) その他市長が適当でないと認めたとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(大川市補助金等交付規則との関係)

第12条 この要綱に定めのない補助金の交付手続等については、大川市補助金等交付規則(昭和56年大川市規則第7号)の定めによらなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限りその効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付認定を受けた者に係る規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。